

平和社会建設における道德教育の役割

The Role of Moral Education in the Construction of Peaceful Society

秋山博正*

AKIYAMA Hiromasa

Abstract

Peace is desirable. However, a completely peaceful society has never been realized. The quarrels did not cease after the end of the Second World War. One cause of quarrels between human is in human's seeing the others as objects (objectification). It is an act of reason. Objectifying others not only removes any chance of solidarity but also makes them mere tools or means (materialization). When we use others as tools, we materialize ourselves as well, which might lead us to lose the connection between ourselves and others.

To avoid these harmful effects, we need to overcome our objectification of others and create a connection. Creating connections requires us to internalize the understanding that everything including human is interconnected. This internalization by moral education is difficult. Moral education depends on reason, but the internalization process demands not just reason but empathy and dedication. But, moral education can help promote the internalization.

キーワード：平和、道德教育、対象化（物化）

はじめに

核兵器の開発、製造、保有、使用などを全面的に禁じる核兵器禁止条約の批准国・地域が2020年10月24日に条約の発効に必要な50に達した。条約は90日後の2021年1月21日に発効する。しかし条約が目指す核兵器廃絶への道のりと、核軍縮を取り巻く国際情勢は厳しい。人類を滅ぼす可能性のある核兵器に対してさえ国際社会の足並みは揃わないのであるから、通常兵器の製造や使用が野放し状態にあるのは当然かもしれない。その結果、第二次世界大戦が終結した後も世界のどこかで戦闘が行われ、今日に至るまで戦闘が絶えたことはない。

それが現状であるが、本論はその現状に直接取り組むものではないし、取り組めるものでもない。むしろ平和な世界の実現は万人の望むものである。だが、それは一朝一夕になしえることではない。それどころか、身近な人間関係にさえ平和を見いだせないのが私たちの現実である。そこで本論では私たち自身が身を置き直接関与しうる身近な社会を平和にするための方策を明らかにすることを目的とする。もちろん、身近な社会だけが平和になればいいのではない。国際社会といっても、その最少の構成要素は私たちが身を置く身近な社会である。したがって身近な社会を平和にできれば、その方策の内に国際社会に応用できるものを見いだせるかもしれない。本論では、そのような見通しをもって平和社会建設のための方策を解明する。その際、特に手がかりとするのが道德教育である。論題を「平和社会建設における道德教育の役割」とした所以である。

本論では最初に平和社会の何たるかの解明を試みる。次に平和社会の実現のために古代より行われてきた思索や営みを振り返り、平和社会実現のために有効な方法を探る。そして最後に、その方法を踏まえて、平和社会実現のために道德教育において何ができるかを考察する。

その結果、明らかになるのは、人間どうしの争いの要因は、他者を向こうに置いて分別する理性の「対象化」という働きにあるということである。この弊害を避けるには、人間の間に分離・分断を生じさせる対象化を乗り越えて人間どうしの間に「つながり」を形成することが必要である。つながり

の形成には人間どうしがつながっているという事実の内面化が不可欠である。その事実の十分な内面化は困難であるが、その一助となるのが道德教育である。

1. 平和社会の基体としての「共生体」

平和社会とは社会が平和だということである。つまり社会のある状況を形容する述語が平和であり、平和という実体があるわけではない。本論では社会を人々が緩やかな互助関係によってつながっている集団として捉えて論考を進める。

さて、社会の規模は捉え方により、小は2人から大は国際的な規模に至るまで様々である。なお、社会を捉える際、その構成者を人間だけに限る捉え方をしてよいかどうか問う必要がある。というのは、社会の構成員は人間であるが、社会の構成要素を人間だけだとし、人間以外は構成要素として考慮しない限定的な捉え方は排除の論理を含み問題を孕むからである。むしろ人間以外の生物や無生物という構成要素を含む総体は環境か何かであり、社会ではないという見方がある。その通りである。しかし、後述するように人間は人間だけで完結して中空に浮遊しているような存在ではない。そうであれば、社会を考察する際、構成員は人間に限定するにせよ、人間以外の構成要素を考慮しない捉え方は不十分である。この理由から、本論では人間以外の構成要素を含めて社会を考えることにする。

今ここにいる私たち人間は過去、現在及び未来の人間につながっているだけでなく、それ以外の生物、水や空気や土地、ひいては地球や宇宙とつながり、それらによって支えられて生存している。したがって人間以外のものとのつながりが断ち切られてしまえば、人間は生存できない。それにもかかわらず、人間は人間以外のものとの間に一線を引き、それを自分たちとは違う「物」として都合よく利用している。その事実、農業、一定地域での定住に始まる恣意的な自然利用、生物・無生物資源の消尽、地球規模での環境汚染・破壊など枚挙に遑がない。のみならず、自分以外の物の生殺与奪権は自分にあるかのような見方は自分以外の人間のみならず自分自身にさえ向けられる。その結果がいじめ、搾取、差別、奴隷化、自死を含めた殺人などである。つまり人間以外のものとのつながりを断ち切って人間だけを、さらには自分だけを特権化する心の働きはさまざまな弊害を生じるのである。

したがって社会は人間だけから構成されているとする見方は平和的ではない。それゆえ平和概念には過去から未来にわたる人間どうしの、また人間と人間以外のものとの、さらには人間以外のものどうしの「つながり」が含まれている必要がある。つまり平和社会の基体である社会は人間が過去・現在・未来を通じて人間以外のものと緩やかにつながり、それにより支えられている「共生体」でなければならない。

ちなみに、人間を人間以外のものとの過去・現在・未来を通じてのつながりの中で捉える捉え方は、後述する日本の学校教育での道德教育において前提されている。というのは、道德教育が基づく「学習指導要領」は道德教育で扱う内容として次のA B C Dの四つの視点で分類整理される項目を扱うからである。すなわち「A主として自分自身に関すること」、「B主として人との関わりに関すること」、「C主として集団や社会との関わりに関すること」及び「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」が道德教育の内容として扱われるからである¹。このことが意味するのは、私（自分自身）がまず身近な人々と、次に見知らぬ不特定多数の人々と、さらに自然環境等と過去・現在・未来を通じてそれぞれつながっているという世界観が道德教育において前提されているということである。

以上で、平和社会の基体である社会は、人間のみならず人間以外の生物及び無生物を構成要素とする「共生体」である必要があることを明らかにした。この見解の中にすでに一定の平和観が含まれているが、平和とは何かということは次章で明らかにしよう。

2. 暴力の不在としての平和

平和とは、どのような社会状況であろうか。平和が戦争のない状況であるのはいうまでもない。だ

¹ 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編』2018年、教育出版、20頁。

が、単に戦争がない状況が平和なのではない。冷戦時代のように戦争はないが平和ではない、という状況は実際ある。したがって平和は戦争がないだけでなく、人々が政治、経済、文化、福祉などの多方面においてつながり充足しており、社会全体として安定した状況であろう。このような見解を前提した上で本論では西田雅弘による「平和論」²に専ら依拠しつつ平和についての考察を進める。

さて、平和をさらに深く考えようとする場合、手がかりとなるのが現代の平和学の創始者の一人であるヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung) の見解である。ガルトゥングによれば平和が意味するのはまず「暴力の不在」である³。この場合の暴力とは、身体への攻撃や健康の剥奪という狭義の暴力だけではない。ある人が身体的精神的に一定の水準まで実現しえること (潜在的实现可能性) を、その水準まで実現させない影響力があったとしたら、それは暴力なのである。ある属性をもつ人々の結核による死亡率が極端に高いとしたら、中世ならいざ知らず、今日ではそれも暴力によることなのである。そして暴力の主体が顕在的である場合、たとえば夫が妻を殴る場合、その暴力は「個人的暴力」と呼ばれる。だからいじめや体罰は個人的暴力である。一方、直接危害を加える具体的な主体が存在しない場合にも暴力は存在する。100万人の夫がそれぞれの妻を無知の状態に置いている場合、あるいは富裕層の平均寿命が貧困層のその2倍である状態においては、暴力は構造の中に組み込まれており生活の機会の不平等として現れる。このように暴力が潜在的であり構造の中に組み込まれている場合、その暴力は「構造的暴力」と呼ばれる。

この暴力概念の区別に応じて平和概念も二通りに区別できる。ガルトゥングは個人的暴力の不在を「消極的平和」と呼び、構造的暴力の不在を「積極的平和」と呼ぶ⁴。したがって積極的平和とは単に戦争がない状況を意味するのではない。国内外の社会構造に起因する教育機会の剥奪、貧困、無秩序、飢餓、疾病、抑圧、疎外、差別等の構造的暴力のない状況が積極的平和である。それゆえ平和社会とは消極的平和と積極的平和のいずれもが実現され、人々が安心して安全に暮らせる社会なのである⁵。

それゆえ平和社会は望ましいものである。それにもかかわらず、平和社会は厳密な意味では未だに実現されていない。それを妨げるものがあるからである。それは何か。この問題については後述する。その前に、平和社会の実現を妨げるものの解明のために平和の理念及びその実現のための方策の変遷を概観しよう。

3. 平和の理念及びその実現における一体化という方向

20世紀の両大戦を知り核兵器による人類滅亡の可能性を認識しうる現代の私たちにとっては、戦争は忌避すべきものである。だが、戦争が質的にも量的にも現代のそれとは別物であった古代においては戦争観も現代とは異なっていた。たとえばプラトン (Platōn) は戦争を前提して勇気という徳 (aretē) を説いており⁶、必ずしも戦争を否定していない。アリストテレス (Aristotelēs) においても同様である⁷。

しかも勇気を始めとするギリシアの諸徳は万人に当てはまるものではなく、あくまでも市民だけのものであった。アリストテレスがプラトンに師事した都市国家 (polis) であるアテナイの市民はポリスの意志決定機関である民会 (agora) での発言権や投票権をもっていた。だが、ポリス内の在留外人 (metoikoi)、奴隷及び女性にはそのような市民権は認められていなかった⁸。アテナイ人以外のギリシア人 (xenoi) や非ギリシア人である異邦人 (barbaroi) は論外であった。つまりギリシアの諸徳、

² 西田雅弘「平和論」(中山愈編著『現代世界の思想的課題』弘文堂、1998年) 176~199頁。

³ ヨハン・ガルトゥング (高柳先男ほか訳)『構造的暴力と平和』中央大学出版部、2001年、3頁。

⁴ ガルトゥング『構造的暴力と平和』44頁。

⁵ ガルトゥングが考える平和の内容は今日SDGs (Sustainable Development Goals) として求められている内容と相当重複する。ただし両者の関係は不明であるので、その解明は別の機会に行う。

⁶ プラトン (田中美知太郎訳)「クリトン」(『プラトン全集 第1巻』岩波書店、1975年) 141頁。

⁷ アリストテレス (加藤信朗訳)「ニコマコス倫理学」(『アリストテレス全集 第13巻』岩波書店、1973年) 87頁。

⁸ 桜井万里子『古代ギリシア社会史研究』岩波書店、1996年、279頁。

ひいてはその知的文化は他者を寄せつけない閉鎖性を備えていたのである。

一方、ギリシアに続くローマにおいては平和についての萌芽が見いだされる。イエス (Jesus) はローマ帝国の治世下に「山上の垂訓」と呼ばれる説教の中で「平和をつくりだす人たちは、さいわいである、彼らは神の子と呼ばれるであろう」と説いた（『マタイによる福音書』5. 9）。『旧約聖書』の神であるヤハウェ (Yahwe) が救済と同時に懲罰の神、イスラエルの敵に復讐する戦いの神であったことからすると、平和や隣人愛を説くイエスの新約の教えは画期的であった。しかし「ローマの平和 (Pax Romāna)」の時代においては、すなわち非ローマ市民の現実における平和や安寧が不可能であった時代においては、ポリスにおける市民以外の者と同様、非ローマ市民にとっても平和は現実を超越した神の国における平和または内面的な心の平和以外にはありえなかった。

「平和」に相当するギリシア語のエイレーネー (eirēnē) が秩序とまとまりの状態及びそれに基づく繁栄を意味したにすぎなかったのと同様、ローマのバクスも秩序ある状態、つまり征服によって実現された一時的に戦争のない状態を意味するにすぎなかった⁹。したがって民族や階層を越えてあらゆる人間を包括する平和という発想はこの時代にはなかったのである。

その後、時代の変遷とともに平和観も変化する。そして民族や階層を越えるだけでなく時間的にも持続する永久平和という概念が徐々に形成されることになる。16世紀初頭、モア (Th. More) は『ユートピア』(1516年) を著して、祈るだけの平和から人間が主体的に創る平和への方向を示唆した。エラスムス (D. Erasmus) は『平和の訴え』(1517年) において平和の大切さと戦争の愚かさを訴えている。17世紀に入ると「国際法の父」と呼ばれるグロティウス (H. Grotius) が『戦争と平和の法』(1625年) において戦争が国際法の下にあることを説いた。これは戦争を法的関係において捉えた点では画期的であった。だが、特定の条件下では戦争を承認し正当化する「正戦論」に法的根拠を与えることになった¹⁰。

18世紀は3人の平和論者を生んだ。サン＝ピエール (A. Saint-Pierre)、ルソー (J. J. Rousseau) 及びカント (I. Kant) である。サン＝ピエールは国家連合のアイデアを盛り込んだ『永久平和の草案』(1713年) を発表した。ルソーは独自の平和論を残していない。だが、『サン＝ピエール師の永久平和論抜粋』(1761年) においてサン＝ピエールに仮託する形で自らの平和論を展開している。ルソーによれば、国家相互の「自然状態」は戦争状態である。戦争状態を解消するには国家相互が社会契約としての国際契約によって「社会状態」にならなければならない。その場合、「同盟」は構成国の主権を保障するが、結合は緊密ではなく永続的でない。「連邦」による結合は緊密で永続的であるが、構成国の主権が侵害される虞がある。その中間の「国家連合 (連盟)」によってこそ構成国の主権が損なわれず、結合も緊密で永続的だとルソーは考えた。ただしルソーは君主ではなく人民が主権を握ることを求めている。君主よりも人民の方が平和への欲求が強いので、平和状態の永続がより期待できるからである。それならば、永久平和のためには君主主権に代わって人民主権を確立する市民革命が必要であることになる¹¹。しかし旧制度 (Ancien régime) 下においては、人民主権の国家による国家連合は絶望的な理想にすぎなかった。

このルソーの思想はカントによって現実的なものとして継承される。というのは、アメリカの独立 (1776年) やフランス革命 (1789年) による人民主権国家の出現はカントに永久平和の希望を抱かせることになったからである。カントは、個々の人民主権の共和制国家による国家連合という当時の平和論者の思想を継承し、さらに諸国家が共通の強制的な法的秩序に順応することにより形成される「一つの世界共和国」を提唱した¹²。これは地上のあらゆる民族を包括する諸民族の国家である。「一つ

⁹ 古川純・山内敏弘『戦争と平和』岩波書店、1993年、12頁。

¹⁰ 田畑忍編著『近現代世界の平和思想』ミネルヴァ書房、1996年、4・8・16頁。

¹¹ J.J.ルソー (宮沢弘之訳)「永久平和論批判」(『ルソー全集 第4巻』白水社、1978年) 358頁。

¹² カント (小倉志祥訳「永遠平和のために」(『カント全集 第13巻』理想社、1988年) 236頁 (I. Kant, Zum ewigen Frieden, in: *Kants Werke* III, Walter de Gruyter & Co 1968, S.357)。

の世界共和国」の提唱により、従来はヨーロッパ内でしか考えられていなかった永久平和が世界規模で考えられるようになった。

むろん平和の概念は直線的に発展させられたわけではないし、カントの永久平和という発想も無条件に受け入れられたわけではない。たとえばヘーゲル (G.W.F.Hegel) は『法の哲学』(1821年)において、戦争は絶対的害悪とみなしてはならないと述べている¹³。というのは、戦争は有限なものは必ず滅びるといふ現世の儚さを教えてくれるからである。また持続的な平和は国民を沈滞させ腐敗させるが、風が海の腐敗を防ぐように戦争は国民の倫理的健全性を維持するからである。さらに対外的な戦争は国内的騒乱を防止し、対内的国威の確立を可能にするからである。

プロイセンの将軍であったクラウゼヴィッツ (K.v.Clausewitz) は『戦争論』(1832年)においてフランス革命以降の近代戦の特質を解明し、戦争が、政治における手段とは異なる手段で行う政治の継続であることを指摘している¹⁴。戦争が政治の手段であるとすれば、人間の政治的活動が続く限り戦争はなくなることになる。

さて、永久平和に対する懐疑論に対してカントはどのように考えていたのだろうか。前述の永久平和に対する批判は彼の死後なされたものであるが、カント自身も永久平和は「実現不可能な理念である」と明言している¹⁵。だからといって、それを空虚な理念だとみなしたわけではない。たとえ永久平和が実現不可能であるとしても、永久平和という目標に接近するための国家連合を形成するための政治的原則をもつことは可能である。ただし、現在の諸国家が「一つの世界共和国」となることを望んでいないのであれば、国家連合という消極的代用物だけが戦争回避のための有効な手段であろう、というのがカントの現状認識であった。というのも、カントの時代には法的体制が確立していない「自然状態」では、正義は戦争の勝敗によってしか決しえないという戦争観がまだ許容されていたからである。その結果、カントにとっては、永久平和は空虚な理念ではないが、「絶えず接近していく課題」ととどまっていたのである¹⁶。

ところが、20世紀の二度の世界大戦は、地球規模への戦争の拡大と核兵器の出現という点で戦争の意義を肯定する余地を根絶した。今や人類は危急存亡の秋を迎えている。そのような戦争の脅威から私たちは解放されうるのだろうか。むろん戦争回避や平和社会実現の努力は日々なされている。しかし現実世界で実現したのはせいぜい個々の主権国家の利害関係に基づく一時的な同盟である。国際連盟や国際連合もその延長線上にあるにすぎない。しかも国家に限らず、対等の主権をもつ社会単位が相互に接触して主権を無制限に行使し合えば、紛争や戦争は必ず起こる。このような状況を回避するには、かつて戦いを繰り返したザクセンとプロイセンがより高い法的秩序に主権を委譲することにより戦いに終止符を打ったように、より高い主権を設定して個々の社会単位の主権をそれに委譲するしかない。そのように結論づけたのは20世紀中葉に一世を風靡したジャーナリストであるエメリー・リーヴス (Emery Reves) である¹⁷。そしてこの結論を実現するために、彼は民族国家などの個々の社会単位の立法、司法、行政などに関わる主権をより高い組織体に委譲する必要性を説き、より高い組織体として「世界政府」を構想した。その構想は、個々の社会単位間の主権の衝突を避けうる人類共通の世界主権は「世界政府」でしかない、という認識に基づくものであった。

「世界政府」という構想はカントの「一つの世界共和国」の現代版とみることができる。だが、リーヴスは世界政府を、カントのように実現不可能なものとはせず、早急に実現されるべきものとした。

¹³ ヘーゲル (藤野渉・赤沢正敏訳)「法の哲学」(岩崎武雄編『ヘーゲル』中央公論社、1978年) 582頁 (G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts usw., in : *G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden* 7, Suhrkamp Verlag 1970, S.492)。

¹⁴ クラウゼヴィッツ (篠田英雄訳)『戦争論 (上)』岩波書店、1968年、58頁。

¹⁵ カント (吉沢伝三郎訳)「人倫の形而上学」(『カント全集 第11巻』理想社、1969年) 229頁 (I. Kant, Die Metaphysik der Sitten, in : *Kants Werke* II, Walter de Gruyter & Co 1968, S.357)。

¹⁶ カント「永遠平和のために」279頁 (I. Kant, Zum ewigen Frieden, S.386)。

¹⁷ E.リーヴス (稲垣守克訳)『平和の解剖』毎日新聞社、1950年、133頁。

それほどまでに戦争の危機が迫っていると認識していたからである。だからこそリーヴスは平和の概念を状態概念ではなく方法概念だとした¹⁸。というのは、人間社会は絶えず変化している。だから静止状態としての平和はありえない。平和が成立するのは、社会の変化に社会制度が動的に、しかも暴力を用いずに対応させられるときだけである。したがって社会の変化にいかん社会制度を対応させるか、その方法に平和の本質はある。そして社会の変化に即して社会制度を有機的に修正し不断の改良を行いうる秩序は法の支配に基づく秩序以外にはありえない。この秩序を地球規模で形成するものこそ「世界政府」であった。だが、その構想は未だに実現されていない。

以上の古代から現代までの平和の理念及びその実現のための思索や営みの歴史を概観すると、それらはある一定の方向に進んでいることが明らかである。その方向とは、端的に言えば国家を始めとする様々な社会単位の「一体化」である。平和実現のための個々の社会単位の一体化には当然人々の一体化も必要である。そのように平和実現のための一体化に向けての努力がなされてきた。それにもかかわらず、ガルトゥングのいう積極的平和どころか消極的平和さえ実現されていない。なぜか。その理由の解明は次章で行う。

4. 平和社会実現のための一体化を妨げる「対象化」

前章では、古代から現代までの平和の理念及びその実現のための思索や営みがある一定の方向に進んでいることを明らかにした。その方向とは、国家を始めとする様々な社会単位やそれらを構成する人々の「一体化」である。平和実現のために一体化に向けての努力がなされてきたのだとすると、平和の実現を妨げるものは明らかに一体化の対極にあるものである。一体化の対極にあるものとは、人々の間や個々の社会単位間でのつながりの不在、分裂、対立などである。そして人々につながるの不在等の現象を惹起する要因は人間における「対象化」という理性の働きである¹⁹。その理由を以下で説明しよう。

対象化という理性の働きにより人間は自他を分離し他者を向こうに置き客観的に観察できるようになる。その一方で、自分自身へのこだわりが生じ他者を恣意的に扱おうとするようになる。そして自他の分離はほぼ分裂へと深まり、分離・分裂は差別や、分れて争うという意味での分争に至るのである。むしろ人間は対象化により自然を客観化できた結果、今日の文明を築きえた。だが、その一方で、対象化は自他を引き裂き、相手を思い通りになる「物」にしようとする（物化）。それとともに、他者を物化する自分自身も物となり下がる。その一例がいじめである。いじめが行われている場には「被害者<加害者<観衆<傍観者」という4層構造があるといわれる。いじめの加害者、観衆及び傍観者は被害者を対象化してつながりを切断するが、自らもつながりを失う。だからいじめの加害者等は容易に被害者に転じる。つながっていれば、いじめは生じない。

それならば対象化という諸刃の剣を前にして私たちは道德教育によって何ができるだろうか。この問題は次章で論じる。

5. 道德教育の補完者としての実績と役割

人々の間につながるの不在などに対して人間は無策であったわけではない。太平洋戦争後の日本に限ってみても、対象化への対策が採られたかどうかは別にして、学校教育において道德教育が行われ、道德の時間が特設され、道德科が新設された。それらの主要な理由は私たちが「他者と共によりよく生きる」ための基盤となる道德性の育成にある。そのために様々な取り組みがなされてきたが、気になる点がある。それは、児童生徒間につながるを養うための教師による指導支援の多くが前述したBの「主として人との関わりに関する事」として行われている点である。それらの中でもよく取り

¹⁸ E.リーヴス『平和の解剖』165頁。

¹⁹ 対象化の弊害については右記論文を参照されたい。拙論「自力としての分別（対象化）の功罪」（くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学『研究紀要第51巻第2号』2019年）3～14頁。

上げられるのが「思いやり」を育もうとする指導支援である。その前提は児童生徒が相互に思いやれるようになれば、つながりは自ずから生じ深まるという考え方であろう。

というのは、思いやりを始めとする「人との関わりに関するすること」への指導支援は単独で行われているのではなく、それを支える「A主として自分自身に関すること」への指導支援とともに行われている。それにより児童生徒は自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、自己の形成を図ることができる。そして自己が充実していくことは人との関わりを支えるであろう。だからといって、すべての児童生徒が聖人君子のようになれるわけではない。

したがって個としての充実が図られたとしても、誰でもが万人を思いやることは困難であるし、親密な相手さえ思いやれないこともある。なぜなら思いやりは、関係が疎遠な人より親密な人に発動しやすく、余裕があるときしか発動しない傾向があり、自分より恵まれた人には発動しにくいからである。そのような弱点が思いやりにはある²⁰。その結果、万人への思いやりを育もうとする試みは期待されたほどには成果が上がっていない。ちなみに各学校での児童生徒間に思いやりを育むための取り組みが奏効していない一因は、児童生徒を友人どうしだと見誤っている点にあるのではないだろうか。少なからぬ児童生徒にとって級友は同僚にすぎず友人ではないからである。

同僚どうしの、ひいては見知らぬ人とのつながりを育むための道徳教育の手がかりとなるのは、見知らぬ人との関わりを前提しているCの「主として集団や社会との関わりに関すること」という視点である²¹。その中でも「公正」等の道徳的価値の理解に基づく指導支援が有効である。前述したように誰をも思いやることは、聖人でもない限り難しい。だが、見知らぬ人、それどころか嫌悪する相手に対してさえ公正であることはできる。そして公正が一定程度実現された社会では、人々はよりよく生きようという意欲を抱きうる。その結果、健全な競争が行われ、その社会は持続し発展できる。なお、誰かと公正に接するには好悪に関わりなく相手を承認することが必要である。この承認が人々の間にある種のつながりを生じさせる。だとしたら公正であることは、見知らぬ人々や集団の中で共に生きていかなければならない私たちの道徳の必要条件である。

ところで、「学習指導要領」は自然とのつながりも求めている。そして自然とつながるために「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」という視点Dに基づく指導支援が示されている。しかし求められているつながりは、あくまでも人間の立場からの客体としての自然への「対象的相関関係」とでも名づけられるつながりである。振り返れば、Bの視点の思いやりもCの視点での公正に基づくつながりも対象的相関関係である。理性に基づく活動である限り、主体である人間と他者とのつながりは対象的相関関係でしかない。しかし事實は、人間が他者を対象化しようがしまいが、人は他者と「自ずからつながっている」のである。換言すれば、私たちは自分の外にある他者を心的物的に吸収し同化し排出して生きている。他者であったものが自己となり、自己であったものが他者となり、その過程で私は私として成立している。他者との自ずからのつながりは絶えず変化しつつ持続しており、その広がり宇宙にまで及んでいる。

この世界観を道徳教育に導入できたら私たちの他者を見る見方は変わるのではないだろうか。対象的な相関関係は私たちが自ずからのつながりを知ることにより補完される可能性は十分ある。

他者との自ずからのつながりに基づいて生きるための手がかりの一つが西田幾多郎の「行為的直観」における「物となって見、物となって行く」態度である²²。だが、この態度は坐禅の達人のような人しか習得できない類いのものであり、道徳教育には馴染まない。西田の示唆を道徳教育において活用しようとするれば、たとえば環境倫理学の父と呼ばれるアルド・レオポルド (Aldo Leopold) の提唱する「対象 (山) の身になって考える」という態度²³が有効だろう。これは対象化を脱するものではないが、日常においてその態度を意図的に反復することにより自ずからのつながりへの理解を深めるこ

²⁰ 越智貢「道徳授業の偏りと正義の問題」(『日文教育資料 [道徳]』日本文教出版、2013年) 2頁。

²¹ 越智貢「道徳授業の偏りと正義の問題」3頁。

²² 西田幾多郎「善の研究」(『西田幾多郎全集1』岩波書店、1965年) 43頁。

²³ A.レオポルド (新島義昭訳)『野生のうたが聞こえる』講談社、1997年、207頁。

とはできる。それだけでも私たちの他者を見る見方は変わるであろう。

だが、その反復は日常化しなければ効果は上がらない。それゆえ他者とつながり平和社会を実現するためには、「対象の身になって考える」という態度の反復は私たちにとって毎日の、そして生涯にわたる課題なのである。その態度を自他においてとらせる営みこそ道徳教育である。

おわりに

古来、平和実現の努力は人々が一体化することに向けて行われてきた。人々の分裂や分断が争いの原因だったからである。そして分裂や分断の要因は人間理性の「対象化」という働きにあった。対象化によりヒトは自然に支配される世界から脱して人となり、人は自然を客観化し今日の文明を築きえたのである。だが、対象化は人類を滅亡させるほどの危険性を孕んでいる。この危機を乗り越える方策の一つは、私たち人間どうしがつながっているという事実を深層心理のレベルまで内面化することにある。それが実現できれば、人間どうしは、左手の傷を右手が思わず手当てするように意識せず自明のこととしてつながり合うことができる。むろん、それは理想である。理想ではあるが、人間どうしはつながっているという事実をせめて日常的に意識できるようになれば、人間関係は激変するであろう。

とはいえ、人間どうしがつながっているという事実の内面化は対象的思考によりなしうることではない。それは、私たちの価値観が人間どうしはつながっているという事実、いわばどっぷり浸かり、その事実浸透されて初めて実現されるようなことである。そして、つながっているという事実浸かるための具体的な行為を提供する活動が道徳教育であった。ただし本論ではその一例としてレオポルドの「対象の身になって考える」という態度の反復を紹介したにすぎない。

それだけではない。結局、本論でなしたのは平和社会建設に向けた対象化を乗り越えるための方策の素描だけである。特に人間理性の対象化、人間どうしをつなぎ、及びその内面化についての考察は不十分である。今後の課題とせざるをえない。

付記) 本論は、拙論「平和社会と道徳教育」(日本道徳教育学会編『新道徳教育学全集 第1巻』(学文社、2021年)所収)を大幅に書き改めたものである。